



鳥取県医療勤務環境改善支援センター通信

『出来ていますか最低賃金チェック』

従業員を雇用する際に遵守すべき「最低賃金制度」。「年率3%程度を目途として、将来的には全国加重平均が1,000円になることを目指す」といった政府の方針のもと、年々基準額が上昇しており、対応が遅れている企業では法律違反状態のまま雇用を続けている現象も起きています。

《最低賃金》

最低賃金制度とは、「最低賃金法」に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない、と定めた制度で、基準となる最低賃金には、各都道府県に1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類が存在します。

この最低賃金法は、非常に強力な法的拘束力を持っており、仮に使用者と労働者の合意であっても「最低賃金法違反」となる賃金額の定めについては、その部分についての合意は無効となり、強制的に法で定める最低基準まで引き上げられることとなります（このような法律を強行法規と言います）。この点は実務上においても非常に大きな注意点といえます。

《最低賃金の計算方法》

では、様々な雇用形態がある中で、最低賃金を上回っているかを確認するにはどのような計算を行えば良いのでしょうか。

詳細は厚生労働省のホームページに記載されていますが、賃金形態に応じ、次のような計算がなされます。

1. 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

2. 日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金（時間額）

3. 月給の場合

月給 \div 1ヶ月平均所定労働時間 \geq 最低賃金（時間額）

4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額 \geq 最低賃金（時間額）

※上記1～4の賃金形態が混在する場合、それぞれ上記計算式により時間額に換算し、合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

平成30年10月現在の主な地域別最低賃金は以下のとおり（※特定〈産業別〉最低賃金を含む詳細は厚生労働省ホームページ参照）です。労働者を雇用する際、各都道府県によって大きく基準額が異なることに注意が必要です。

【東京都】985円 【大阪府】936円

【兵庫県】871円 【広島県】844円

【鳥取県】762円 【島根県】764円

最後に、地域や職種毎に定められ、毎年見直しが行われている最低賃金制度。自身の事業所が法違反になっていないか、労働基準監督署等に問合せの上、今一度チェックを行ってみたいかどうか。

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 安田岳歩 社会保険労務士）

お問い合わせ・ご相談を無料でお伺いします！お気軽にご連絡ください！！

鳥取県医療勤務環境改善支援センター

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索